

を

「主たる営業所（委任先を設ける場合は当該委任先）が有する許可業種

土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	夕10	鋼11	筋12	ほ13	し04	板15
38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
ガ16	塗17	防18	内19	機20	絶21	通22	園23	井24	具25	水26	消27	清28	解29	
53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	

入札参加希望業種

土01	建02	大03	左04	と05	石06	屋07	電08	管09	夕10	鋼11	筋12	ほ13	し04	板15
67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81
ガ16	塗17	防18	内19	機20	絶21	通22	園23	井24	具25	水26	消27	清28	解29	
82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	

に改める。

附 則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

県有財産に係る一般競争入札の実施

県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告します。

平成28年 5 月 18 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

入札物件の所在地	樹種	本数	立木材積	口数
富山県南砺市田屋 県営林	スギ	1,694本	1,824.910立方メートル	1口
	ヒノキ	1,701本	1,215.111立方メートル	
	計	3,395本	3,040.021立方メートル	

入札口数 1口

3 入札方法 出場入札

4 入札に参加する者に必要な資格

富山県内において木材（素材（薪炭用材及びきのこ生産原木を除く。）、製材、特殊用材（集成材等）及び木材チップ）の生産又は販売を業とする者とします。ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加することができない者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者は、入札に参加できません。

5 入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

(1) 日時

平成28年5月18日（水）から同年6月7日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386（直通）

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、原則として、銀行が振り出した富山市内を支払場所とする小切手により700,000円を入札保証金として入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

(2) 落札者が納付した入札保証金は、契約を締結した後に還付します。落札者以外の者が納付した入札保証金は、開札終了後、速やかに還付します。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 受付時間 平成28年6月8日（水）午前10時15分から午前10時55分まで

指定の受付時間を厳守願います。指定の受付時間に出場がなかった場合は、入札を棄権したものとして取り扱います。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

受付時間内に富山県木材組合連合会の発行する木材業者等登録証の写し又は過去2年以内の富山県内における営業実績を証する書類（決算書、木材取引に係る契約書の写し等）を提出してください。

(3) 入札及び開札の日時 平成28年6月8日（水）午前11時00分

(4) 場所 富山市新総曲輪1番7号 富山県庁東別館1階入札室

8 入札の無効に関する事項

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び別に定める入札心得書第7条に該当する入札並びにこの公告に違反する入札は、無効とします。

9 入札書記載上の留意事項

- (1) 入札は通算2回まで行うので、入札書2部を準備してください。
- (2) 入札書は別に定める入札心得書の所定の様式を使用してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税及び地方消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載願います。

10 現地下見案内

- (1) 現地下見案内に参加を希望する場合は、平成28年5月26日（木）までに(2)に連絡のうえ、(3)の集合場所に集合してください。
- (2) 連絡先 砺波農林振興センター森林整備課
電話番号 0763-32-8204
- (3) 集合場所 赤祖父ため池取水管理棟駐車場
（南砺市川上中地内）
- (4) 集合日時 平成28年5月27日（金）午後2時00分

11 契約の締結及び代金納付

- (1) 契約締結日は落札決定の通知をした日の翌日から起算して5日以内、立木代金の納付期限は落札決定の通知をした日の翌日から起算して30日以内とし、立木の伐採搬出は代金完納後でなければ着手できないものとします。
- (2) 契約保証金は700,000円とし、契約締結と同時に納付することとします。

12 その他

- (1) 現地下見案内に不参加の者が入札に参加された場合でも、現地下見案内における各種事項について、すべて了知されているものとみなします。
- (2) 入札の執行に当たっては、この公告のほか、地方自治法、地方自治法施行令及び富山県会計規則の定めるところによります。

13 問い合わせ先

富山市新総曲輪1番7号

富山県農林水産部森林政策課森林整備班

電話番号 076-444-3386 (直通)

基本測量の終了

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量 「電子国土基本図（地図情報）」修正測量及び

「国土広域情報」修正測量

2 作業期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

3 作業地域

富山県内全域

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により富山県都市計画公聴会を次のとおり開催するので、富山県都市計画公聴会規則（昭和44年富山県規則第45号）第2条の規定により公示する。

平成28年5月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 公聴会期日及び場所

開催期日及び時間	場 所
平成28年6月28日（火） 午後7時から	富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館 304号室
平成28年6月29日（水） 午後7時から	高岡市博労本町4番1号 高岡市ふれあい福祉センター
平成28年6月30日（木） 午後7時から	射水市戸破4200番11号 小杉社会福祉会館

2 案件の概要

富山高岡広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の区分の変更案作成の件

(1) 市街化区域及び市街化調整区域の区分

別紙図面表示のとおり

（「別紙図面」は、省略し、富山県都市計画公聴会に係る案の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

(2) 人口フレーム

区 分	年 次	平成17年 (基準年)	平成33年 (基準年の16年後)
都市計画区域内人口		6 1 1 . 1 千人	5 7 4 . 2 千人
市街化区域内人口		4 5 7 . 1 千人	4 2 6 . 8 千人
配分する人口			4 2 5 . 5 千人
保留する人口			1 . 3 千人
	(特定保留)		0 . 0 千人
	(一般保留)		1 . 3 千人

3 公述の申出要領

富山県都市計画公聴会規則第3条の規定により富山県都市計画公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式による「公述申出書」1通を開催期日の1週間前までに富山県土木部都市計画課に提出すること（郵送の場合は、同日の消印があるものまで有効と認める。）。

なお、公述の申出に際し、公述の要旨に同種のものが多いときは、公述人を制限することがある。

4 その他

(1) 富山県都市計画公聴会に関しては、この公告に定めるもののほか、富山県都

市計画公聴会規則の定めるところによるものとする。

- (2) 富山県都市計画公聴会に関する問い合わせ先及び文書の送付先
富山県土木部都市計画課
富山市新総曲輪 1 番 7 号（郵便番号930-8501）
電話番号 076-444-3346
 - (3) 富山県都市計画公聴会に係る案の縦覧場所
富山県土木部都市計画課
富山市都市整備部都市政策課
高岡市都市創造部都市計画課
射水市都市整備部都市計画課
-

別記様式

公 述 申 出 書

平成28年6月 日に開催される富山高岡広域都市計画に関する富山県都市
計画公聴会において、次のとおり意見を陳述したいので申し出ます。

平成 年 月 日

富山県知事 石井隆一殿

公述申出人

住所

電話番号

氏名

公述の場所

意見の要旨

その理由

備考・意見の要旨とその理由並びに住所及び氏名を必ず記載して下さい。記載漏
れがある場合は、受理できませんので注意して下さい。

- ・意見の要旨とその理由とを区分して 400字以内に簡潔・明瞭にお書き下さ
い。
- ・記載された個人情報は、当公聴会以外の目的には使用しません。